

11 経済産業省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1012010	容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の一部緩和		1. 容器包装リサイクル法第二条6項における分別基準適合物について環境省令第二条八項の二に規定されている「圧縮されていること」を除外する。 2. 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料」の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。	現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるハッカー車から降ろした時点でダイレクトに素材選別を行う高効率な選別特化施設が誕生しえない枠組みになっている。この特区では同法に規定されている「分別基準適合物」の定義や「再商品化手法」の一部を見直し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みにする②ハッカー車から降ろした時点での組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することでより公平な費用負担にする③高い環境負荷低減効果がありかつコスト優位性のある固形燃料等の手法を活用する、上記3点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理的部分を解消し、プラスチックをより高効率なリサイクルへシフトさせCO2の更なる削減を達成することを目的とする。その非合理的部分とは、1.自治体の選別施設と再商品化施設の2段階で選別が行われており非効率でコストがかかる上、各リサイクル手法に向けた素材ごとの分離が進んでいないことにより製品売値が高上していない、2.自治体が分別基準適合物以外のものを分離しなければならず、その分離コスト負担を嫌って分別収集を実施しない自治体が未だに多く存在すると思われる、3.自治体が分離した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化ルートに流すことができずに焼却に回るケースがある、以上3点でありこれらの解消によって合理的なリサイクル手法の選択、合理的な分別収集の実施が進み、社会的総費用の低減およびCO2の更なる削減につながる。		株式会社エコテック、明円工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省
1040010	1.流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物効法」という。)第2条第3号及び同法施行規則第1条第1号における社会資本等の定義の緩和 2.企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)第5条第2項第3号の取り扱いの緩和 3.工場立地法第2条第1項に基づく工場適地の選定基準における市街化調整区域における選定の緩和 4.農地法に基づく通知「農地法の運用について」第2-1-(1)イイ(イ)～(イ)工場適地図に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和		1.物効法第2条第3号に掲げる高速自動車国道で物資の流通を結節する社会資本等(既設IC)の定義を緩和し、東埼玉道路予定地庄和ICについても同様扱う。 2.企業立地促進法第5条第2項第2号における集積区域内の庄和IC周辺地区について、同法第5条第3号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。 3.工場適地選定基準 2.都市計画との関連 (4)において、市街化調整区域については原則選定しないとするものを緩和し、都計法第34条第2号による産業指定区域に指定された場所について工場適地図に登録可能とする。 4.3の工場適地図の搭載を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地図の搭載が容易となる。具体的には、優良農地については、つとめてこれをさけること等とされているが、本地区の振興に資する場合は、この規定を適用しないこと。	実施内容 1の緩和により、庄和ICから半径5km以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。 2の緩和により、庄和IC周辺地区が同意企業重点促進区域となり、関係機関との調整が円滑となることにより、企業立地が推進できる。 3の緩和により、庄和IC周辺地区が工場適地図に登録されることにより、広く立地を考えている企業に情報提供されるため、企業誘致活動に利用できる。 4の緩和により3の緩和がより円滑に行えることとなる。 提案理由 本市は、平成17年度に、旧春日部市・旧庄和町が合併した。しかし既成市街地が分断されている状況にある。平成20年度に「春日部市総合振興計画」を策定し都市的土地利用を図る地区を「まちづくりエリア」を策定した。特に両既成市街地を一体化すべく産業集積ゾーンとして庄和IC周辺地区を位置づけた。 しかし、同地区は東埼玉道路の開通が遅延することと同時に依然として産業集積が進まない状況にある。このため、同道路開通時に即時に対応できるよう産業を集積するものである。		春日部市	埼玉県	農林水産省 経済産業省 国土交通省
1055030	地域冷暖房料金(熱供給料金)の経済産業大臣認可の廃止等		熱供給料金に関する経済産業大臣の認可制度を廃止し、熱供給事業者の自由な経営判断により、周辺地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金を設定できるようにする。	①現状 地域冷暖房料金(熱供給料金)については、熱供給事業法第14条第1項に基づき、熱供給事業者が熱供給規程に定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない(変更時も同様)。またその際の料金設定については、同法第14条第2項第1号により「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」が求められ、具体的な基準は熱供給規程料金算定要領等に定められている。 ②問題点 この認可基準に基づく料金設定では、りんくうタウンのように地域冷暖房を導入した地域は、未導入地域よりも料金が割高になっている。そのため、新たに当地へ企業進出することを判断する際のコスト要因となり、企業の進出がなかなか進まず、まちづくりが進まない大きな原因の一つとなっている。また、デフレ経済の中、ギリギリのコスト削減を進めながら経営を行っている企業にとって、当地域における熱供給料金は、企業経営を圧迫する大きな要因になっており、利用企業からも再三値下げの要求が挙がっている。しかしながら、熱供給料金は、認可制度であり、料金算定基準が決まっているため、市場経済に基づく大胆な料金引下げといった対応が取れない状況である。(例えば、りんくうタウンにおけるホテルの場合、光熱水費負担が他の地域のホテルの倍となり、経営圧迫の要因となった。) ③解決策 熱供給料金に関する認可制度の廃止、あるいは料金設定に係る算定基準を大幅に見直すことにより、熱供給事業者の自由な経営判断で、大胆な料金値下げが可能とし、周辺他の地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金が設定できるように、規制緩和の措置を講じるべきである。 ④効果 熱供給事業の利用が促進されるとともに、都心部における低未利用地の利用促進も図られ、国土の健全な発展にも資するものと考えられる。 なお、規制緩和により供給事業者による不当な値上げがあった場合は、苦情申出制度(熱供給事業法第31条)を活用して対応すべきである。		大阪府	大阪府	経済産業省